

神奈川県警第二交通機動隊隊員らによる 不適正な取締り事案等への対応

神奈川県警察
令和8年2月

神奈川県警交通部第二交通機動隊組織図

組織図

交通部
約1,000名

第二交通機動隊 約110名

責任者：隊長（警視）
管轄：横浜市、川崎市、鎌倉市、
横須賀市（三浦地区）を除く区域
(県下26市町村)



隊本部
約20名

白バイ中隊
約30名

第一中隊
約20名

第二中隊
約20名

第三中隊
約20名

関係職員 7名（同一小隊）

- 職員① 警部補
- 職員② 巡査部長
- 職員③ 巡査部長
- 職員④ 巡査長
- 職員⑤ 巡査長
- 職員⑥ 巡査長
- 職員⑦ 巡査長

第一小隊
(厚木)

第二小隊
(小田原)

第三小隊
(相模原)

第四小隊
(茅ヶ崎)

(各中隊に各分駐の小隊があり、4箇所に設置)

交通反則切符の虚偽有印公文書作成・同行使の送致予定（3件）

違反概要		被疑者		概要
1	令和6年1月 速度超過	職員②	職員⑥	作成した交通反則切符に実際の現認状況と異なる状況を記載
2	令和6年2月 速度超過	職員②	職員⑥	
3	令和6年7月 車間距離不保持	職員②	職員⑤	

実況見分調書の虚偽有印公文書作成・同行使の送致予定（6件）

違反概要		調書 作成日	被疑者			概要
1	令和4年3月 速度超過	令和4年5月	職員②	職員④	職員⑥	現場臨場していないにもかかわらず、あたかも実施したかのように装い、実況見分調書等を作成・提出
2	令和5年10月 指定場所一時停止	令和6年2月	職員⑤		職員⑥	
3	令和5年10月 指定場所一時停止	令和6年2月	職員⑥			
4	令和6年3月 速度超過	令和6年3月	職員③	職員⑤	職員⑥	他の者が実況見分を実施したにもかかわらず、実況見分に携わっていない者があたかも実施したかのように装い、実況見分調書等を作成・提出
5	令和6年4月 速度超過	令和6年8月	職員①		職員⑥	
6	令和6年9月 速度超過	令和6年12月	職員①	職員⑦		

職員②による不適正な違反取締り

経緯

- 令和6年8月、神奈川県警第二交通機動隊の職員②の車間距離不保持の取締りにより、交通反則切符の交付を受けた方からの相談を受け、ドライブレコーダーに記録されている映像を確認したところ、職員②による不適正な取締りが判明
- 同年9月から、神奈川県警で内部調査開始

判明した事実

【職員②小隊在隊中（R4.3～R6.9）】

（職員②による現認事案）

職員②は、小隊在隊中の速度超過や車間距離不保持について、車間距離を一定に保持せず速度を計測したことなどを自認。また、残されているドライブレコーダー映像の確認の結果、実際の追尾距離が交通反則切符に記載された追尾距離と異なり、短いものがあることを確認

（職員②と共に取締りを行った相勤者による現認事案）

職員②と共に取締りを行った相勤者は、同一車両に同乗して行う取締りの決定権は、職員②にあったなどと、職員②の指導の下で取締りが行われていた旨を供述

※ 小隊着隊前（警察署交通課）の職員②による現認事案

職員②の前任所属（警察署交通課）における職員②の現認事案については、職員②及び課員への聴取等の結果、職員②の現認事案に疑念があるとは認められなかった

是正の基本的考え方

【職員②が現認した取締り】

- 職員②が現認した取締りについては、現認状況が交通反則切符に正確に記載されていないこと、違反成立の判断が不適正であるとの疑念が払拭できないことから、全て是正する
- ただし、継続的・明白な違反（整備不良、免許証不携帯等）や、ドライブレコーダー映像で取締りが適正であることが確認できた違反については、是正しない

【職員②と共に取締りを行った相勤者が現認した取締り】

- 職員②と共に取締りを行った相勤者が現認した事案のうち、職員②と同一車両に同乗して行われたものについては、職員②の影響の下、現認状況が交通反則切符に正確に記載されていないこと、違反成立の判断が不適正であるとの疑念が払拭できないことから、全て是正する
- ただし、継続的・明白な違反については、是正しない
- また、職員②と共に取締りを行った相勤者が現認した事案のうち、職員②と同一車両に同乗せずに相勤者が現認した事案は、職員②と異なる場所で現認したものであり、職員②の影響は認められなかったことから、是正しない

実況見分調書の不適正な作成

経緯

令和7年1月、前頁の不適正な取締りの発覚を踏まえ、小隊による取締りについて調査する過程で、職員②をはじめとする同小隊の6名が、交通反則切符の交付を受けた方が違反事実を否認していた事案について、同小隊が実際には現場に臨場していないにもかかわらず、臨場したこととして実況見分調書を作成していた事案があることが判明

判明した事実

【職員②が関わった取締り（職員②が現認又は告知）の実況見分調書】

（小隊在隊中（R4.3～R6.9））

- 職員②は、小隊在隊中に自らが実況見分を実施したことはない旨自認
- 小隊の他の隊員は、職員②による現認事案について、実況見分調書は図面があるから行かなくても作成できるだろうなどと、職員②が実況見分に立ち会ってくれなかつたことから、自分たちで不適正な実況見分調書を作成せざるを得なかつたと供述

※ 小隊着隊前（警察署交通課）（～R4.3）

職員②の前任所属である警察署交通課の実況見分調書については、職員②及び課員への聴取等の結果、実況見分調書の作成に疑念があるとは認められなかつた

【他の隊員が行った取締り（職員②が現認及び告知せず）の実況見分調書】

（職員②の小隊在隊中（R4.3～R6.9））

小隊の他の隊員は、職員②の協力が得られず、さらに、現場臨場せずに実況見分調書を作成しても、部内で不正が気付かれなかつたことから、職員②の現認事案以外についても現場臨場せずに実況見分調書を作成することが常態化するようになったなどと供述し、職員②在隊中に不適正な実況見分調書を作成していたことを自認

（職員②の小隊離隊後（R6.9～））

職員②離隊後に小隊において作成された実況見分調書は1件のみ。当該実況見分調書は、臨場して作成されたが、別人が署名していることが判明

※ 職員②着隊前（～R4.3）

職員②着隊前における実況見分調書の作成については、隊員への聴取結果や他の書類との突合等により、実況見分調書の作成に疑念があるとは認められなかつた

是正の基本的考え方

【職員②が関わった取締り】

職員②が現認した取締り及び職員②と共に取締りを行った相勤者が現認した取締りについては、前頁の「職員②による不適正な違反取締り」と重複しているため、前頁の「是正の基本的考え方」のとおり

【他の隊員が行った取締り（職員②が現認及び告知せず）】

- 他の隊員が行った取締り（職員②が現認及び告知をしていない）事案についても、現場臨場せずに不適正に実況見分調書を作成した疑いが払拭できず、これらの実況見分調書による違反事実の立証が困難であることから、全て是正する
- ただし、ドラレコ映像で取締りが適正であることが確認できたものについては、違反事実の立証ができることから、是正しない

職員②による不適正な違反取締りのは是正

- ・是正：2,696件
- ・是正せず：87件

	職員② 小隊着隊前	職員② 小隊在隊中	職員② 小隊離隊後
職員②が 現認	なし	<p>【取締りに疑念がある違反】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速度超過、車間距離不保持、指定場所一時不停止等 等 → 是正 2,562件 (*)うち、31件(是正済みの1件含む)については、実況見分調書を作成（下記で再掲） <p>2,579件</p>	なし
職員②と共に 取締りを行った 相勤者が現認	なし	<p>【職員②と同一車両に同乗して現認しており、取締りに疑 念がある違反】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速度超過 等 → 是正 134件 (*)うち、1件については、実況見分調書を作成 (下記で再掲) <p>204件</p>	なし

実況見分調書が不適正に作成された事案のは是正

- ・是正：52件（32件は重複分）
- ・是正せず：4件（1件は重複分）

	職員② 小隊着隊前	職員② 小隊在隊中	職員② 小隊離隊後
職員②が 関わった取締り (職員②が現認 又は告知)	なし	<p>33件（上記（*）を再掲）</p> <p>【職員②の現認で取締りに疑念がある違反及び職員②と同 一車両に同乗した他の隊員が現認した違反】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速度超過、車間距離不保持、指定場所一時不停止等 → 是正 31件（職員②による現認） 1件（職員②と同一車両に同乗した 他の隊員による現認） <p>【ドラレコで取締りが適正であることが確認できた違反】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速度超過 → 是正しない 1件 	なし
他の隊員が 行った取締り (職員②が現認 及び告知せず)	なし	<p>22件</p> <p>【現場臨場せず実況見分調書が不適正に作成された疑念 があり、違反事実の立証が困難な違反】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速度超過、指定場所一時不停止等 → 是正 20件 <p>【ドラレコで違反事実を立証できる違反】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速度超過 → 是正しない 2件 <p>【ドラレコで違反事実 を立証できる違反】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速度超過 → 是正しない 1件 ※ 臨場して作成され た実況見分調書に別 人が署名したもの 	1件

全体

是正対象件数 2,716件

【内訳】

- ① 職員②による不適正な違反取締り関係
2,696件
- ② 実況見分調書が不適正に作成された事案関係
52件（うち32件は①と重複）

体制等

- 神奈川県警内に是正プロジェクト（仮称・約290人）を設置（2月20日～）
 - ・ 是正対象者に連絡を行い、是正方法等を案内（運転免許の更新時期が近い方から、順に連絡）（交通反則金等の還付は、是正対象者が指定した口座に振込）
 - ・ 相談ダイヤルを設置（24時間対応）

今後の対応

1 交通反則金の還付

- 還付対象件数：2,648件（※）
- 還付金額合計：34,575,176円（見込み）

（※）是正対象件数から、不納付事案等の件数（68件）を除いたもの

2 行政処分等の見直し

- 免許区分の変更（一般運転者→優良運転者など）：1,065件（見込み）
- 免許取消・停止の取消し又は変更：100件（見込み）
 - ※ 対象者の住所地を管轄する都道府県警察と連携して対応
 - ※ 講習費用等の還付が必要な是正対象者については、2月20日以降、対象者に連絡を行い、金額を特定し還付

3 その他

- 1月26日からは是正対象者の当該違反点数抹消を開始
- 是正対象者には、今後、通知文を郵送
- 反則金等還付を装う詐欺被害防止のため、県警ホームページに文書を掲載

再発防止策

1 適正な違反取締りを確保するための業務管理の強化

(1) 本部に違反取締り巡回指導官チームを設置【2月20日から】

本部交通指導課に責任者（警視又は警部級）及び担当係を新設し、交通部理事官兼交通総務課長の指導の下、適正な違反取締りのための基本意識の徹底や基本的遵守事項、適正な検査書類の作成要領等について、教養を実施し、また、書類の作成状況を点検するために警察署等の巡回指導を実施

(2) 本部に違反取締りの在り方に関する相談窓口を設置【2月20日から】

本部交通総務課に責任者（警視級）及び相談窓口を新設し、違反取締りに関する相談・意見等の受付体制を整備

(3) 違反取締りに対する国民からの苦情への適切な対応の徹底【2月20日から】

違反取締りに関する苦情・相談等についての適切な対応を徹底

(4) 交通部門執行隊の分駐所に対する業務管理・人事管理の徹底【2月20日から】

定期的な幹部督励等、分駐所等の遠隔勤務地の業務管理等が適切になされる仕組みを構築

(5) 違反取締り状況の点検の徹底【2月20日から】

ドラレコ映像を抜き打ち確認し、交通事件原票に添付する現認状況図等と突き合わせるなど点検を徹底
また、カーロケシステムを活用し、実況見分が現場で行われているか点検

2 適正な違反取締りを確保するための指導教養の徹底【2月20日から】

本件の反省教訓を踏まえ、違反取締りの基本を徹底するための教養資料を作成し、再発防止に向けた教養を確実に実施するとともに、研修会を定期的に開催し、職員の倫理観の醸成と意識改革を徹底

3 取締りの適正性を客観的に疎明するための手法の導入

(1) 違反者やPCのドラレコ映像の確認【本件事案を受け対応済み】

違反者から違反者自身のドラレコ映像の視聴を求められた際にそれを確認するほか、否認事案についてはPCのドラレコ映像を保存し、幹部が確認

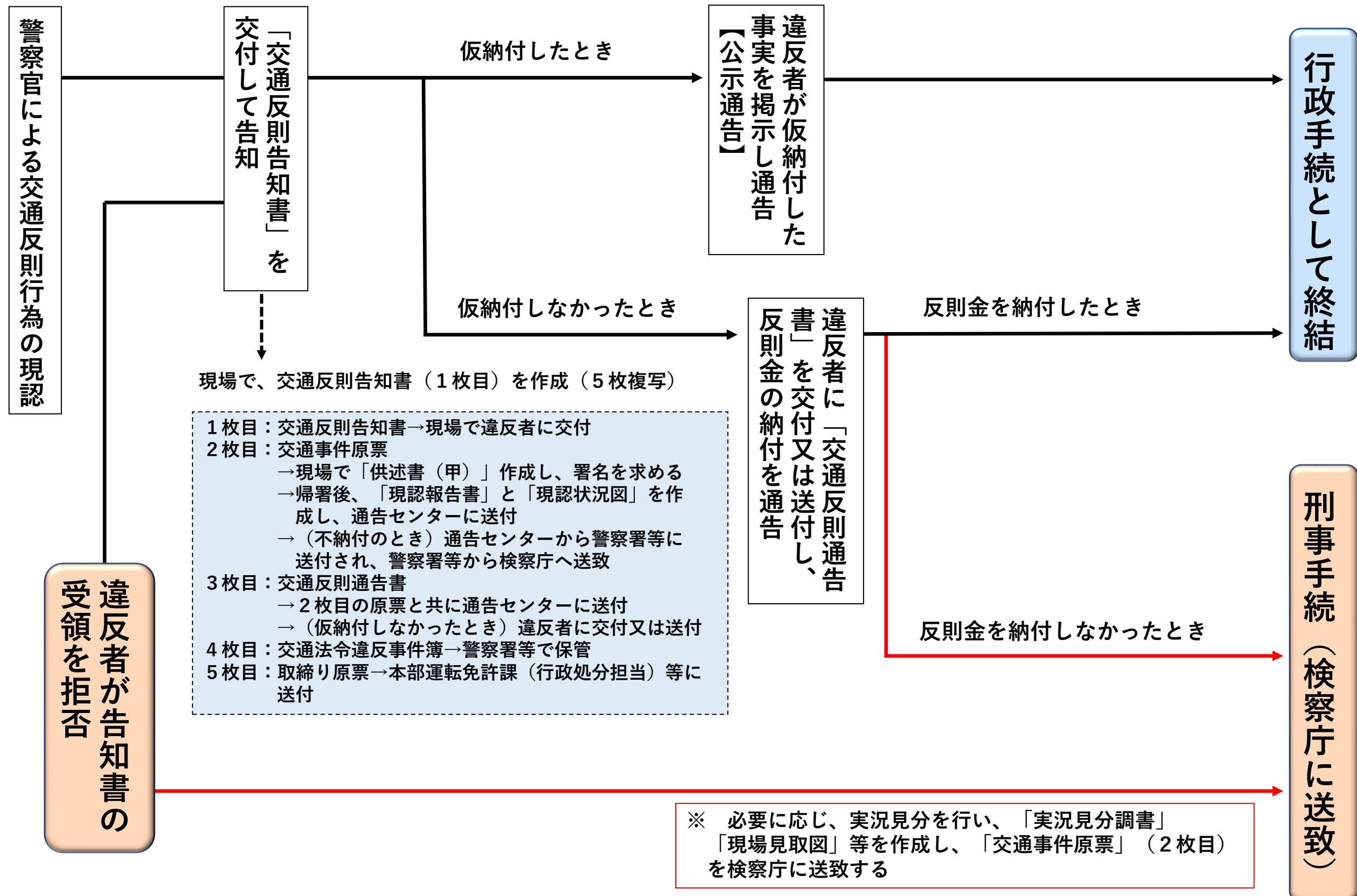
(2) 取締りにおける更なるカメラ画像の活用【速やかに検討】

警察庁の検討状況を踏まえ、取締りにおける更なるカメラ画像の活用を早期に開始

4 違反取締りに係る検査手続の合理化【速やかに検討】

否認事件について、実況見分調書の作成に代えて、検査報告書を作成している他の都道府県警察の取組を参考に、検査書類作成の在り方について検討を進める

交通反則通告制度における処理の流れ



交通反則切符の概要

交通反則切符は、5枚綴りの複写式となっている。

1 枚目【交通反則告知書】

○違反者に交付

違反事実の要旨等が記載されているもの

交通反則告知書		(番号〇〇)	
告知日時	令和年月日午前・後時分		
告知者の所属 階級及び氏名	神奈川県警察署巡査課、隊幹部用		
(1)反則者 氏名	生年月日 昭和平成年月日生(歳)	職業	
本籍	電		
住所	電		
免許証第	一	号	
免許証記載令和年月日	公安委員会交付等		
保有者 又は 登録先 氏名	電		
天 命 廉	常 通 廉	二輪車	車 右
大 中 中	常 貨 大	乗貨三種	運送車
反則申告	常 貨 大	運送車	自用車
(印で囲んだもの)	常 貨 特	乗用物	乗用物
登録(車両)番号	号		
少	(3)反則日時	令和年月日午前・後時分	分頃
男・女	(4)反則場所	神奈川県	付近道路
<p>(5)反則事項 △を△印で 数、その 字で 記入</p> <p>【(1)速度超速違反】 □法定速度違反 □指定速度違反 (km/h) (以上案内 22-1, 118-1(1), 令11 22-1-4-1, 118-1(1), 令1の2) △高速 □専用道</p> <p>【(2)信号無視】 □信号機信号 (□赤色 □黄色) 無視 (赤色等) 7-4-1, 119-1(2), 令2-1</p> <p>【(3)指定場所】 □指定場所一時不停止 □交差道路通行車両等の進行妨害 一時不停止等 43-4-1, 119-1(5), 令1の2 43, 119-1(6)</p> <p>【(4)通行区分違反】 □右側通行 17-IV, 119-1(6)</p> <p>【(5)通行禁止違反】 □一方通行違反 □通行禁止場所通行 8-1-4, 1, 119-1(2), 令1の2 8-1-4-1, 119-1(2), 令1の2 △禁止場所 (□右折 □左折 □直進) 8-1-4-1, 119-1(2), 令1の2</p> <p>【(6)踏切不停止等】 □踏切 (□一時不停止 □通過に際し安全不確認) 33-1, 119-1(5)</p> <p>【(7)横断歩行者等妨害等】 □歩道前方横断歩道等 (□一時不停止) □歩道前方横断歩道等を横断 (□一時不停止) を歩行者等横断中 (□通行妨害) しようと歩行者等あるとき (□通行妨害) 38-1, 119-1(5) 38-1, 119-1(5)</p> <p>□横断歩道等 (□停止車両等の側方通過一時不停止) 38-1, 119-1(5)</p> <p>【(8)携帯電話等】 □無線通話装置を使用 □画像表示用装置を手で保持して画像を注视 使用等(保持) 71(5)(5), 118-1(4) 71(5)(5), 118-1(4)</p> <p>【(9)補足欄】 □</p> <p>□警察署長の交通規則 5-1, 令3の2</p> <p>□不注意による運転差し止め (□信号号 □法定禁止場所 □免許記載番号 □速度 □踏切 □道路標識) 不駕行 □追加 (他の表示による禁止制限場所 □開通命令)</p>			
(6)反則行為の種別	車両等の種類 ((印)のもの)	反則行為の種類	(7)反則金相当額
大型車 普通車 二輪車 上記(5)記載の□番号 原付車 重被牽引車 を○印で囲んだもの			,000円
道路交通法第126条の規定により上記のとおり告知します。			

赤枠部分は5枚複写
裏面下部参考用

二九

2枚目【交通事件原票】

○通告センターに送付

(不納付のとき) 警察署等に送付され、検察庁へ送付

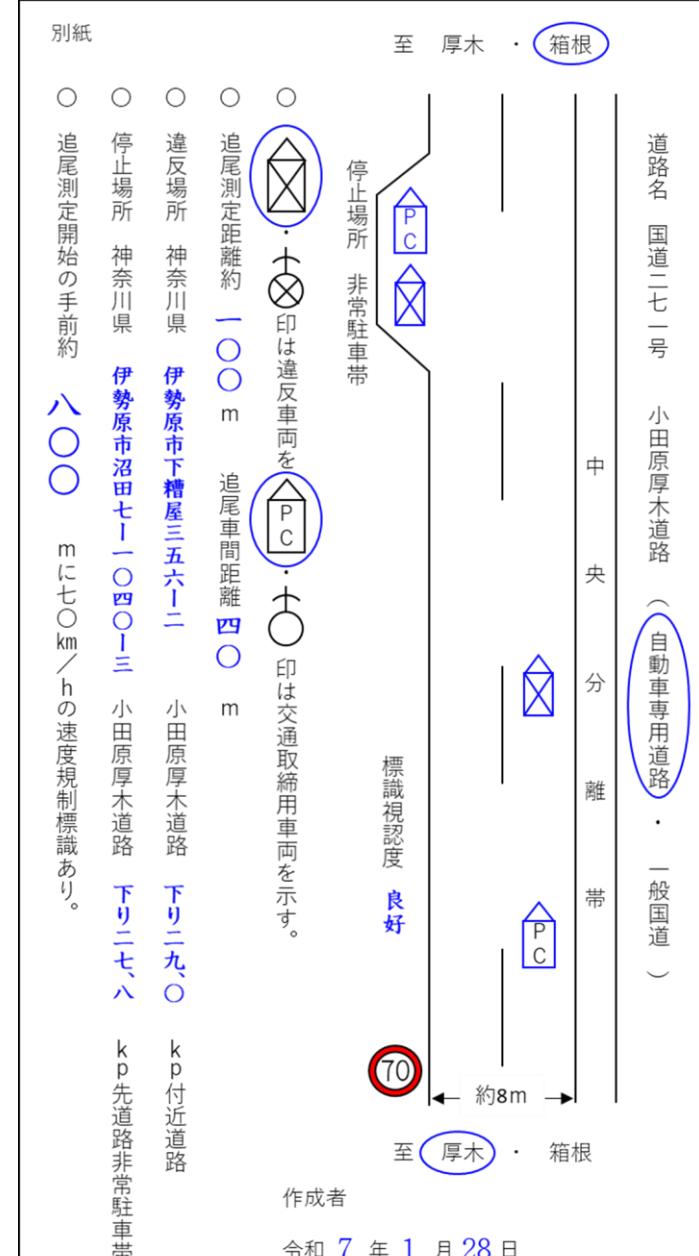
2枚目の表面

交通事件原票(告知書番号〇E)									
告知日時		令和年月日午前・後時分							
告知者所属階級等及び氏名		神奈川県警察署巡回課、隊審部補							
(1)違反者 氏名		生年月日		昭和・平成年月日生(歳)		製			
本籍									
住所		電							
免許証第 免許登録証 令和		(省略)		一				号	
		日時場所							
(きりとり線)									
決裁印		道路交通法違反現認・認知報告書(番号〇E)							
		令和年月日 神奈川県 警察署・課・隊							
神奈川県		司法 警察署長殿 課、隊							
上記(1)の者にかかる(2)、(3)、(4)、(5)の違反事実を <input checked="" type="checkbox"/> 現認(〇印) <input type="checkbox"/> 認知(のもの) したからその状況等を報告する。									
なお、違反者は、上記違反事実について令和年月日次のとおり供述書を作成した。									
供述書等		私が上記違反をしたことは相違ありません。事項は次のとおりであります。							
年檢		違反者署名(押印)							
氏名		裏面に記載							

2枚目の裏面

(報告書・説)		特記事項			
別紙記載のとおり					
送致書類に割印					
供述書 (乙)	私は表記違反事実につき通告を受けましたが、次の理由で所定の期限までに反則金を納付しませんでした。				
	令和	年	月	日	氏名
1 通 告 等 の 決 定	(さりとり欄).....				
	(1) 種別	<input type="checkbox"/> 告知どおり	<input type="checkbox"/> 是正	決裁欄	
	(2) 反則金額	<input type="checkbox"/> 告知どおり	<input type="checkbox"/> 是正		
(3) 通知	<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 非反則行為 <input type="checkbox"/> 非反則者 (<input type="checkbox"/> 無免許無資格者 <input type="checkbox"/> 酒気帯び運転者) (反則行為者) <input type="checkbox"/> 免許運転者			
(以下省略)					

2枚目の裏面の[(報告書・続)]の別紙【現認状況図】



作成者

令和 7 年 1 月 28 日

神奈川県警察第二交通機動隊

司法警察員巡查部長

3枚目【交通反則通告書】

○通告センターに送付

(仮納付しなかったとき) 違反者に交付

交通反則通告書 (告知書番号〇E)			
告知日時	令和年月日午前・後時分		
告知者の所属 階級等及び氏名	神奈川県警察署巡査課、隊警部補		
(1)反則者 氏名	生年月日 昭和・平成 年月日生(歳) 署名		
本籍			
住所	電 (8)納付方法		
免許証第 免許期限	第 令和年月日 公安委員会交付等		
保険者 又は 助務者 住所	住 所 電		
登録(車両)番号	号		
少 (3)反則日時	令和年月日午前・後時分頃		
男・女 (4)住所	神奈川県		
(5)反則事項 その罰則			
①速度超過 □法定速度違反 □暫定速度違反 () km/h のところ (以上 未満) 22.1.119-1(1)、令11 22.1.4-1、118-1(1)、令1の2 □高速 □自転道			
②信号不規則 □信号機信号(□赤色 □黄色)無視 (赤色等) 7.4-1、119-1(2)、令2-1			
③指定場所 □指定場所一時停止 □交差道路通行車両等の進行妨害 一時停止等 43.4-1、119-1(5)、令1の2 40.119-1(5)			
④進行区分違反 □右側通行 17-IV、119-1(6)			
⑤逆行禁止違反 □一方通行違反 □逆行禁止場所通行 8.1.4-1、119-1(2)、令1の2 8.1.4-1、119-1(2)、令1の2 □禁止場所 (□右折 □左折 □直進)			
⑥踏切不停止等 □踏切(□一時停止 □通過に際し安全確認) 33.1.119-1(5)			
⑦横断歩行者等妨害等 □道路前方横断歩道等 (□一時停止) □歩道前方横断歩道等を横断 (□一時停止) を歩行者等横断中 (□通行妨害) しようとする歩行者等あるとき (□通行妨害) 38.1.119-1(5) 38.1.119-1(5)			
⑧携帯電話 □無線通話装置を使用 □画像表示用装置を手で保持して画像を注视 使用等(保持) 71(5)の6、118-1(4) 71(5)の6、118-1(4)			
⑨			
補足欄 □			
□警察署長の交通規制 5.1、令3の2			
□不注意による迷惑義務 (□信号 □法定停止場所 □免許証持者 □速度 □踏切 □道路標識) 不履行・Ⅲ追加 等の表示による禁止制限場所 □同通行等 □			
(6)反則行為の種別	車両等の種類(〇印のもの)	反則行為の種類	(7)反則金額
	大型車 普通車 二輪車 原付車 重被牽引車	上記(5)記載の□番号 を〇印で囲んだもの	,000円
(9)	納付すべき金額	円(送付費用)	円を含む。)
(10)納付期限	令和年月日	限り (納付期限の変更が認められる場合があります。裏面参照)	
(11)通告年月日	令和年月日		

○現金小切手等の手帳は、印紙料の支拂いの上、現金の手帳の上に記入せらる。

111

の金融機関を除くで納付してください

4枚目【交通法令違反事件簿】

○警察署等で保管

事件の処理結果を記録するもの

様式第24号(丙)(犯罪捜査規範第222条)									
交通法令違反事件簿 (告知書番号〇E)									
告 知 日 時		令 和 年 月 日 午 前・後 時 分							
告 知 者 の 所 属		神奈川県 警察署 溝 立 課、隊 警部補							
階級等及び氏名									
(1)違反者		生年月日		昭和・平成 年 月 日 生(歳)		職業			
氏名		本籍							
住 所		電 (8)出頭							
免 許 证 第		号 日時場所							
免許登録 令和 年 月 日		公安委員会交付等 月 日							
(省略)									
〔認證用印〕 不履行 <input type="checkbox"/> 〔追加〕 指示による禁止制限場所 <input type="checkbox"/> 同通行停止 <input type="checkbox"/>									
告 知 報 告 (引継)				月 日		署(課・隊)			
受 理 番 号				第		号			
処 理 の 指 挥									
結 果	通 告		公示・交付・送付・不通告						
	納 付		仮納付・納付・不納付						
捜査及び処理の指揮									
送致番号・送致月日 及び送致先				第 号 年 月 日 検察庁・家庭裁判所					
検 察 官 の 処 分				起訴・起訴猶予その他の不起訴処分					
備 考									

5枚目 【取締り原票】

○本部運転免許課等に送付
行政処分時に使用するもの

取 締 り 原 票 (告知書番号 O.E.)	
告 知 日 時	令 和 年 月 日 午 前・後 時 分
告 知 者 の 所 属	神奈 警察署 週 計 階 級 等 及 び 氏 名 川 県 警 隊 警 部 警
(1) 逸 亂 者 氏 名	生 年 月 日 昭 和 平 成 年 月 日 生 (歳) 職 業
本 籍	
住 所	電 (8) 出 頭
免 許 证 第	一 号 日 時 場 所
免 許 期 限 令 和 年 月 日	公安委員会交付等

本票は折り曲げたり、汚損しないこと。

●裏面の注意事項を、よくお読みください。